

一般質問通告書

多可町議会議長 河崎 一様 様

多可町議会議員 大山由郎

平成26年5月26日

受
領

午前
午後

8時30分

質問の項目及び要旨	答弁を求めるもの
「子どもの権利条約」を活かせ	教育長

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、国際的な人権尊重の流れの中、子どもの基本的人権を国際的に保障するため、1989年第44回国連総会で採択された。18歳以下のすべての子どもを独立した人格として尊重し、第21回国連総会で採択、1976年発行の、国際人権規約に定める基本的人権を子どもの視点から詳説し、子どもの最善の利益を考えることを定めるなど、前文と本文54条からなり、子どもの包括的な権利を実現、確保するための具体的な事項を規定している。

今年は我が国が子どもの権利条約を批准してから20年にあたり、子どもが大切にされ、幸せに過ごせる社会にするために、権利条約を活かす取り組みが求められている。我が国でもこの間、子どもの意見を学校づくりなどに反映させる、さまざまな取り組みが広がっているが、我が国の現状は権利条約に照らしてまだまだ立ち遅れている状態だ。

「子どもの権利条約」の4つの柱

- ① 生きる権利（生存）

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っている。

② 育つ権利（発達）

子どもたちは、教育を受ける権利を持っている。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じることが守られることも、自分らしく成長するためにとても重要だ。

③ 守られる権利（保護）

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければならぬ。紛争下の子ども、障がいをもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っている。

④ 参加する権利（参加）

子どもたちは、自分に関心のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができる。そのときには家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務がある。

としている。

条約は子どもに生存、発達や十分な生活水準の保障、虐待・放任からの保護をうたっているが、我が国では1年間の虐待件数は約7万件に上ってい

る。

国連の子ども権利委員会は条約に基づく我が国への3度の勧告で、子どもたちが過度な競争にさらされるとし、改善を求めた。2010年に日本政府の報告書が審査された。その結果、「高度に競争主義的な学校環境」がいじめ、精神的障害、不登校、登校拒否等、および、自死の原因になることを懸念する。」とのべている。

子どもたちが豊かな日々を過ごし、将来への希望が持てるよう、温かなまなざしで子どもを見つめている我が多可町の教育現場であると思うが、この権利条約を活かした取り組みは、どのようにされているのか。